# 第4回 草津市福祉有償運送運営協議会 議事録

〇日時:平成20年10月21日(火) 15時00分~17時00分

○場所:草津市役所 2階 特大会議室

○出席者

出席委員:平井文雄 田内宏一 林 隆一郎 古川喜正 服部 堯 加茂 学 垣見節子 井尻憲司(代理 藤原幸嗣) 村西 均(代理 神山正行) 村井龍治 前野 奨 岸本博光(代理 竹村 博) 中村良冶

欠席委員:入江 満 木村孝一郎 石本吉孝 柳田貞男 事務局(都市計画課):内田 收 西岡善和 川元康弘 コンサルタント(㈱かんこう):東 恒好 杉立知恵

# ○配布資料

- 次第
- ・席次表
- ・申請書様式集リスト
- 福祉郵送運送の事前審査申請書
- 意見シート
- 福祉移送関連・事例集

#### ■開会

事務局(内田):資料確認。

本会議は、草津市有償運送運営協議会設置要綱第6条第7項の規定に基づき、原則公開であるが、審査案件があるので、個人情報の保護の措置の必要があり、議事の進行について適宜一時非公開とさせていただく。

本日は13名の出席であり、委員の半数が出席していることから、同要綱第6条第3項の規定により、本会議が成立していることを報告する。

### ■あいさつ(村井会長)

#### ■報告

# (1) 制度周知に関する経過について(事務局)

事務局(川元):第1回の79条登録申請を8月23日期限で締め切ったが、申請団体がなかった。前回の会議において、社会福祉法人、農協、NPO法人等について制度周知が不十分との指摘があったことを踏まえ、周知活動を行い、特に、草津地域を活動範囲とするヘルパー事業所の協議会の設立総会での情報提供、障害者自立支援協議会(40団体加盟)での資料提供、説明など市社会福祉法人、コミュニティ事業団以外にも可能性のある法人への説明を実施してきた。あわせてホームページでの広報により、10月6日期限で第3回の募集を実施したところ1件の申請を受理し、本日の審査案件として付議するものである。その他1団体、市内のNPO法人から具体的な

相談があり、運転者講習等の準備が整い次第ということで今回の申請には至らなかったが、申請の意向が示されている。制度周知については、引き続き実施していく。市社会福祉法人、コミュニティ事業団といった市出資団体でボランティアセンター事業を標榜している団体への周知活動を通じて、民間団体、NPO、個人等から制度への参画について要望の声が高いことがわかった。

# ■議事

## (1) 職務代理者の選任について

村井会長:人事異動による退任で職務代理者が空席になっており、選任する必要がある。 設置要綱第5条第3項で会長指名により職務代理者を選任することとされている。 公共交通と福祉との連携が必要であることから、市の福祉推進担当理事である田内 委員にお願いしたいが、いかがか。

一同:異議なし。

# (2) 個人情報の保護について

村井会長:この会議は原則公開であるが、個人情報に係る問題についてはこの限りではない。79条の審査部分について非公開の決議をするということで承認をいただきたい。 一同: 異議なし。

# (3) 法78条登録申請にかかる審査

### 《非公開》

### (4) 地域公共交通総合連携計画素案策定に関する意見聴取

【村井会長、垣見委員:再入室】

村井会長:議代4について、事務局から説明をお願いする。

事務局 (川元): 前回までの議事で、草津市においては、福祉移送手段の絶対数が不足しており、公共交通の補完として福祉有償運送の体制整備が必要との決議をいただいている。草津市における事業者育成、法律に規定された法人格要件と地域の個人ボランティアの参加意欲がミスマッチな現状について、対象社会福祉法人等への制度の周知徹底、あるいは、個人ボランティアや町内の助け合い輸送グループ等の市民参画の窓口として、市の出資する草津市社会福祉協議会、財団法人草津市コミュニティ事業団などボランティアセンター事業を標榜している公的団体の参画の必要性も検討もすべきとの意見を頂戴した。対応策として、公共交通の利用促進、公共交通と福祉有償運送との乗り継ぎの円滑化の観点から、ボランティアコーディネーター、移動に関するニーズに対する相談支援、安全運行実施のための教育支援についてもあわせて促進を図っていくい必要があると考える。福祉輸送関連サービスの方向性について検討し、策定予定の地域公共交通総合連携計画に反映して参りたい。ついては福祉有償運送事業、関連する関連福祉移送における関連事業者数の拡大などの基盤整備と並行して、個人ボランティアなどの住民参画の窓口としての共同配車サ

ービス事業、移動相談支援事業など、福祉施策と公共交通施策の中間領域の移動円 滑化支援事業について議論いただきたく、他市の事例集について、簡単に説明する。 草津市の実情にあった方向性についてご意見を賜りたい。事例5について、コンサ ルタントである㈱かんこう東より説明する。

(株)かんこう (東):【事例集・事例-5 「よこはまお出かけサポート事業」について説明】 事務局 (川元):【事例-3 「福祉輸送普及促進モデル事業」、事例-1 「枚方市福祉移送サー ビスと共同配車センター」、事例-2 「福祉輸送普及促進モデル事業」について説明】 村井会長:福祉有償運送との関係、各市町村における移動支援事業との関連を説明してほ しい。

- 事務局(川元):あらゆる原因での移動制約のある人に自由な移動を保障する必要がある。 福祉施策では障害の程度や要介護度に応じて利用できる福祉施策があるが、それは ケアプランの中で実施されるものである。福祉有償運送事業は、自由な使い方がで き、たとえば、介護保険の使えない通勤通学にも使える。よこはまお出かけサポー ト事業のような相談事業に関しては、コーディネーターとして、移動手段について の水先案内人を配置することにより、移動制約のある人が移動機会に恵まれるよう にする事業であり、福祉有償運送事業の普及等の効果もあると考えている。
- 村井会長:福祉有償運送の場合は、会員となって利用することになる。お出かけ相談室は、 会員でない人に対しても利用できる移動手段をコーディネートする。福祉有償運送 の基準にのらないが移動が不自由な人について、具体的にどういう結び付け方があ るか説明していただきたい。
- 事務局 (川元): 身障者手帳を持っている人などについては、移動に関する福祉施策の紹介 も可能かと考える。手帳や介護認定のない交通弱者については、バス、タクシーの 利用や福祉有償運送のその他障害に該当するかどうかなどを説明することができる。 たとえば、養護学校の学生が通院には福祉サービスが使えるが、通学では利用でき ないといった場合に、介護タクシーや福祉タクシー、福祉タクシーチケット制度の 紹介なども考えられる。移動に関する悩みについて問い合わせを代行するという形 である。
- 村井会長:横浜の例では、「オフィスにてコーディネーターが対応」とあるが、移動手段の ない人がオフィスに行くのは大変なのではないか。

㈱かんこう(東):電話での対応が主と考えられる。

村井会長:基本的にはすべて予約か。

- 事務局 (川元): 予約ができるものについてはそうであろうが、福祉有償運送の会員になる ための相談などもできるだろう。
- 垣見委員:大津市のタクシーチケットで福祉タクシーを利用しているが、今は、自分なり に事業者を選んでいる。福祉有償運送の事業者を探すときや旅行など知らない土地 で移動しようと思ったときに、こういうところがあれば相談することができる。
- 事務局 (川元):バスについても電動車いすの対応ができるかどうかなど、地域情報を集め

てもらうことができる。

垣見委員:バスの時刻表が変わった時も、個人では把握しにくい。

事務局(川元):観光総合案内所の移送版のような形になる。

村井会長: 少しイメージがわいてきた。

服部委員:今言って今すぐに移送というのは無理である。

村井会長:何とかなる場合もあろうが。

事務局(川元):即時性の部分では、タクシーの予約の話になる。

垣見委員:昔に比べたら、福祉タクシーも増えているが、定期的な通院の方が月極めで予 約しているので、いざ使おうと思った時にない。今乗せてほしいと思う時に、安か ろうが高かろうが、利用できる手段を探してもらいたい。

前野委員:オンデマンドで配車してくれるのが、配車センターで、どうしたら良いかを相 談するのが相談室ということか。

村井会長:そうである。お出かけ相談室は、相談に乗り、代行で取次をする。

国土交通省のモデル事業と枚方市の共同配車との違いを教えてほしい。

事務局 (川元): 枚方市の共同配車センターは、福祉有償運送事業者であるNPO2者、社会福祉法人4者、介護タクシー11社が登録事業者として入るとともに、サービス提供側の個人ボランティアの登録一元管理を行っている。利用者は有償運送事業者の利用者認定を受け、事前登録している。共同配車センターが、移送ボランティアや福祉有償運送事業者へのマッチング、即時性が高い場合は、介護タクシー等の配車を行う形である。

村井会長:共同配車センターは会員登録をしていない人は使えないが、相談室はだれにで も情報を提供するという違いがある。国土交通省のモデル事業は、枚方型をモデル 事業として行うものか。

藤原代理:そうである。

村井会長:お出かけ相談室には常勤のコーディネーターが必要であるが、使える補助制度 はあるか。

事務局 (川元): 今はない。社会福祉協議会は、ボランティアコーディネート事業でボランティアセンターを標榜している。その中で相談も受けているので、連携、機能分担が議論の対象になる。コミュニティ事業団は、まちづくりボランティアとのつながりが多く、中には移動ボランティアをしても良いという団体もあろう。町内助け合い輸送に関してもまちづくりから発生しそうな部分がある。そこにおいての相談支援については、間接的に公費が出ているという認識である。

村井会長:将来は草津市の単独事業でやっていくのではないのか。

事務局(川元):公共交通の利用促進等も含め、市域の公共交通の体系をどうするか、誰もが移動しやすいシステムをつくるにはどういう事業が必要かなどについて、当運営協議会、地域公共交通会議で、方向性を定める中で、事業主体などについて検討していただきたい。市の補助になるのか、既存の資源を活用するのか、外部団体が中

間支援をするのか、既存事業と新しい事業の兼ね合いの中で検討していければと考えている。

村井会長:共同配車センターについては、国の補助金が得られるのか。

事務局 (川元):モデル事業の形であれば得られる。

村井会長:設置への補助なのか、運営への補助も出るのか。

事務局(川元):コーディネーターの育成の部分がはっきりわかっていない。

村井会長: 枚方では単費で行っているようだが。

事務局 (川元): 単費で特区から立ち上げていると聞いている。

村井会長:運営はかなり苦しいが、ガイドヘルパーから始まった移動支援が枚方市の売り だったので、続けると言っていた。

事務局(川元):事例-4の町田市福祉移送サービス共同配車センターでは、社会福祉協議会が中心となって、市が入り、交通事業者やNPOが合議体になって移動サービスの共同配車をしている。やまゆり号は緑ナンバーへの委託、あいちゃん号は白ナンバーの福祉有償運送で、これを使い分けている。

事例-9は移送サービスではなくファミリーサポート事業で、保育に関するボランティア(提供会員)とサービスを受けたい人(依頼会員)のマッチングをしているものである。草津市では中間支援団体として、NPO子どもネットワークセンター天気村が委託事業として実施している。一部補助もある。子供の移送については福祉有償運送ではなくタクシーになるが、高齢者の移送についてはファミリーサポートセンターの高齢者版を他市で行っている例がある。このサービスについては保育の一環での送迎サービスであるが、送迎の部分の担い手が少ないことが課題として挙がっており、機能分担が必要である。

村井会長:お出かけ相談の核のようなものがあり、その中にこういったものも入ってくる ということであろう。福祉有償運送とは少し違っている。

前野委員:潜在的なニーズがあるかを把握する意味でお出かけ相談室をまずやってみたら どうか。

加茂委員:モデルとしてなら、やる価値がある。ランニングコストがかかるが、どこで面 倒を見るのか。

村井会長:やるとしたら市の単費でなければできない。

事務局 (川元): 横浜の場合は協働事業提案制度モデル事業で国支援が入っている。横浜では車を抱えずに相談や教育支援に特化している。枚方市はタクシー等を巻き込んで共同配車事業を立ち上げている。町田市では社会福祉協議会を軸に旧来からの事業を共同配車センターに仕立てている。大阪府ではタクシー協会が国のモデル事業で立ち上げた。さまざまな事例を提示したが、市民の移動が円滑化する形として、草津市の身の丈に合った事業を、福祉有償運送の切り口と地域公共交通会議とで検討して連携計画に反映していけたらと考えている。

加茂委員: 枚方市や大阪タクシー協会の例では、事業者によって運賃が違うので、問題が

出てきて暗礁に乗り上げていると聞いている。

- 垣見委員:実態を知り、人数をつかむ意味では、お出かけ相談は良いと思う。反面、私たちは自分に近い障害者に聞いてきた。障害のない人に聞いてもまったく使えないことがある。横浜の相談室ではどれだけ障害を知っているのか。安易につくると、ニーズはつかめても相談にならず、意味のないものになってしまうという懸念がある。
- 前野委員: 当事者が一番的確な相談に乗れるが、それはつながりができてからの話である。 つながりのない人はどこに相談するのか。ここからつながりをつけてもらうことも 一つの効果だと思う。横浜の事例と内容は似ているが、事例-6のボランティアセン ターの設置であれば、国土交通省から運営補助がもらえるのか。
- 加茂委員:事例-6の分は、平成19年にできた「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいてできたものである。横浜の分はそれより前につくったものだと思う。
- 事務局 (川元): 親会議である公共交通活性化再生協議会や、並列の地域公共交通会議において、地域公共交通総合連携計画を策定しようとしているが、これは同じ法律に基づく計画である。事例-6の補助事業については、鉄道駅のボランティア支援を中心に例示されているが、連携計画に明記した場合は、期限のある実証実験には国支援が受けられると聞いている。お出かけサポート事業や共同配車事業の社会実験に使えるかどうかについては、運輸局と協議をさせていただくことになる。
- 藤原代理:具体的な詳しい内容までは出ていない。こういう事業を進めていく中での、いろいろなパターンに対して広く補助したいというのが基本的な目的となっている。 活性化協議会で決めていく中で補助をもらえるように持っていくこともありうる。 広い補助をする前提になっているので、無理な部分は少ないと思う。ただし、期限が3年間でそれ以降は補助が出ないので、ランニンコストがかかるように組むと先が苦しくなる。長い目で見て検討する必要がある。
- 村井会長:補助金を使って調査をするくらいの発想でニーズを把握し、将来的には単費なのか、別の方法があるのかを検討する方法もある。基本的には、ランニングコストを頭においてつくらないと3年間で終わってしまう。その辺を他の委員会でもご協議いただけたらと思う。本日結論を出す必要はない。今日の資料は、参考資料として見ていただき、草津の身の丈にあうのはどういうものなのか、次の運営協議会でも議論いただきたい。資料について、できればもう少し詳しい内容のものをお願いする。

#### ■その他

事務局(内田): 12月をめどに、第4回の募集をかけようと考えている。次回の日程調整 は後日行う。本日の申請物件については、今後近畿運輸局で登録手続きをされ、登 録されると草津市で初の福祉有償運送事業者になる。協議会で合意形成をしていた だきありがたく思っている。

### ■閉会

以上